

①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)				
②名称	Registrar General's Office (RGO) Ministry of Justice and Law				
③所在地	1st Floor Africa House Government Complex, Phase II Old High Court Road				
④連絡先	(電話) (266 22) 312 856		(FAX) (266 22) 31 04 02 / 22 31 10 92		
	(E-mail) <a href="mailto:registrar.general@gov.ls">registrar.general@gov.ls</a>		(internet)		
⑤組織の長	Registrar General : Mrs. Mamoretlo Mohapi				
⑥沿革	(1) 特許、実用新案、意匠及び商標についての規定を含む1989年知財法が1989年5月22日に制定され、1990年1月15日より施行されている。 (2) 商標についての規定は、1997年に改正され、1998年4月から施行されている(施行日は不詳)。				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標				
⑩加盟条約	WIPO 1986/11/18	ベルヌ 1989/9/28	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1989/9/28	PLT	レコード保護	ローマ 1990/1/26
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト    ヘーグアクト    ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1999/2/12	マドプロ 1999/2/12	PCT 1995/10/21	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/5/31		

①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数		4	1	
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数		12		
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数	661	1,191	1,040	966
		(内 外国出願)	661	1,123	1,011	898
		(内 日本から)	12	11	8	15
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
(内 PCTルート)						
実用新案	全数					
	(内 外国出願)					
意匠	全数		5			
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数	746	933	828	627	
	(内 外国出願)	746	918	826	623	
	(内 日本から)	13	21	13	17	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1990年1月15日施行(1989年知財法No.5、Part II)
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ (知財法第43条)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第6条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (知財法第35条)
	⑦出願言語	英語 (知財法規則第6条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から15年。5年の延長が可能。ただし、延長は、レソトで十分に実施されている場合のみ認められる。 (知財法第14条)
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、内外国刊行物 (知財法第5条(3))
	⑩グレースピリオド	有。出願人又はその前権利者による開示、又はそれらの者の意に反した第三者による開示から6ヶ月。 (知財法第5条(4))
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学の理論、数学の方法 (2) 動植物の品種及び動植物の生産のための基本的に生物学的な方法であって、微生物学的方法とそのような方法による生成物を除いたもの (3) 業務をするための計画、法則又は方法、純粋に精神的な行為を行うこと、或いは遊戯をする方法 (4) 治療や外科の方法によって人間や動物の体を処置する方法、及び人間や動物の体について行われる診断方法。それらの方法の実施に用いられる物は除く (5) 公序良俗に反する発明 (知財法第4条、第5条(8))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第11条)
	⑬審査請求制度の有無	無。 (知財法第11条(5)~(7)、第12条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願は登録後、公報により公告(公開)される。 (知財法第11条(5)~(7)、第12条)
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第16条)
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。 (知財法第15条(1))
	⑲費用 単位 LSL (レソト・ロチ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 250 LSL(従業員が500人以上の企業) 100LSL(その他の出願人) 登録料 450 LSL(従業員が500人以上の企業) 120LSL(その他の出願人) [特許権維持に掛かる費用] 年金 (注)下記は、(従業員が500人以上の企業) / (その他の出願人)を示す。 2年次 100LSL/25LSL    7年次 330LSL/180LSL    12年次 430LSL/280LSL 3年次 250LSL/100LSL    8年次 350LSL/200LSL    13年次 450LSL/300LSL 4年次 270LSL/270LSL    9年次 370LSL/220LSL    14年次 470LSL/320LSL 5年次 290LSL/140LSL    10年次 390LSL/240LSL    15年次 490LSL/340LSL 6年次 310LSL/160LSL    11年次 410LSL/260LSL

①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)	
	⑳料金減免措置の有無	有。500人以上の企業に比して、その他の出願人は出願料、登録料及び年金が低減されている。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	1990年1月15日施行(1989年知財法No.5、Part III)
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ (知財法第43条)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (知財法第6条、第17条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (知財法第35条)
	⑦出願言語	英語 (知財法規則第6条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から7年 (知財法第18条(4))
	⑨新規性の判断基準	国内公知公用、内外国刊行物 (知財法第5条(3)、第17条(1))
	⑩「グレースヒリオト」	有。出願人又はその前権利者による開示、又はそれらの者の意に反した第三者による開示から6ヶ月。 (知財法第5条(4)、第17条(1))
	⑪不登録対象	(1)発見、科学の理論、数学の方法 (2)動植物の品種及び動植物の生産のための基本的に生物学的な方法であって、微生物学的方法とそのような方法による生成物を除いたもの (3)業務をするための計画、法則又は方法、純粋に精神的な行為を行うこと、或いは遊戯をする方法 (4)治療や外科の方法によって人間や動物の体を処置する方法、及び人間や動物の体について行われる診断方法。それらの方法の実施に用いられる物は除く (5)公序良俗に反する発明 (知財法第4条、第5条(8)、第17条(1))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (知財法第11条(5)、(7)、同第18条(3))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、実用新案の無効は、裁判所に提訴することができる。 (知財法第16条、第18条(6))
	⑱実施義務	有。特許出願日から4年、特許付与日から3年の何れか遅い方までに実施しなければならない。 (知財法第15条(1)、第17条(1))
	⑲費用 単位 LSL (レソト・ロチ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 150 LSL(従業員が500人以上の企業)50LSL(その他の出願人) 登録料 450 LSL(従業員が500人以上の企業)150LSL(その他の出願人) [実用新案権維持に掛かる費用] 年金(注)下記は、(従業員が500人以上の企業)／(その他の出願人)を示す。 2年次 60LSL/20LSL 4年次 100LSL/30LSL 6年次 140LSL/40LSL 3年次 80LSL/25LSL 5年次 120LSL/35LSL 7年次 160LSL/45LSL



①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1990年1月15日施行(1989年知財法No.5、Part III)
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ (知財法第43条)
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	創作考案者及び、承継人(自然人、法人) (知財法第21条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (知財法第35条)
	⑦出願言語	英語 (知財法規則第6条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ、2回延長できる。 (知財法第24条(4))
	⑨新規性の判断基準	国内公知、内外国刊行物 (知財法第20条(2))
	⑩「グレースピリオド」	有。出願人又はその前権利者による開示、又はそれらの者の意に反した第三者による開示から6ヶ月。 (知財法第20条(3))
	⑪不登録対象	公序良俗に反する意匠 (知財法第20条(4))
	⑫実体審査の有無	無。 (知財法第23条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、意匠の無効は裁判所に提訴することができる。 (知財法第25条(1))
	㉓登録表示義務	電子出願による出願の受付は、未だ行われていない。
	㉔費用 単位 LSL (レソト・ロチ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料 (情報が得られませんでした)  [意匠権維持に掛かる費用] 存続期間更新料
	㉕料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)

①国名	Kingdom of Lesotho (LS) (レソト王国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1998年4月14日施行(1997年法律No.5)
	③地理的効力の範囲	レソト国内のみ (知財法第43条)
	④他国制度との関連	ARIPO加盟国
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標 (知財法第21条(2)、第31条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標 (知財法第2条)
	⑦出願人資格	
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (知財法第26条(1)、(2)f)
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (知財法第35条)
	⑪出願言語	英語 (知財法規則第6条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知財法第29条(4)、(5))
	⑬グレースピリット	無。
	⑭不登録対象	(1)他人の商品若しくは役務と区別できない標章 (2)公序良俗に反する標章 (3)商品若しくは役務の地理的出所、性質、特徴を誤解させるおそれがある標章 (4)国や国際機関の旗、紋章、名称等と同一又は類似の要素を含む標章 (5)レソトで周知の標章と同一若しくは類似又はその訳語で同一若しくは類似の商品又は役務について用いる標章 (6)先願若しくは先登録にかかる標章と同一若しくは類似であって同一若しくは類似の商品又は役務に用いる標章 (7)レソトで周知の登録商標と同一若しくは類似又はその訳語であって、非類似の商品又は役務に用いる標章 (知財法第26条(2))
	⑮防護標章制度の有無	
	⑯周知商標制度の有無	有。 (知財法第26条(2))
	⑰一出願多区分制度の有無	有。 (知財法第27条(1))
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。 (知財法第28条(1)、(2)、(3))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議を申し立てることができる。 (知財法第28条(4)、(5)、知財法規則第51条(1))
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、商標の無効は、裁判所に提訴することができる。 (知財法第30条(1))



